# 松江市消防団 災害時活動指針



令和4年7月

# 目 次

第1	総則
1	本指針の目的・・・・・・・・・・・・・・・・2
2	活動時や参集時における安全管理・・・・・・・・・・2
3	共通事項(安全管理)・・・・・・・・・・・・・・・3
4	消防団活動における連絡系統 ・・・・・・・・・・・3
第2	火災発生時における行動
	火災発生時の対応フロー・・・・・・・・・・・・ 4
1	出動体制・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2	活動体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3	火災防ぎょ活動・・・・・・・・・・・・・・ 5
4	収束時における撤収等・・・・・・・・・・・・・ 6
第3	地震災害発生時における行動
<b>73 3</b>	活動・招集体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4	風水害発生時における行動
1	活動体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2	出動基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
3	活動要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
4	収束時における撤収等・・・・・・・・・・・・・ 9
5	体制解除判断・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
第5	行方不明者発生時における行動
<del>ж</del> 5	活動体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
=	収束時における撤収等・・・・・・・・・・・・・・11
۷	以木崎にのける顔状寺・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
別紙	
-	警防活動時における安全管理マニュアル
• 7	松江市消防団 震災時対応マニュアル

# 第1 総則

## 1 本指針の目的

消防団は本業を有しながら、火災発生時における消火活動をはじめ、地震や風水 害といったあらゆる災害発生時において、災害防ぎょ活動を行い、平時においては、 防災思想の普及啓発にあたり、災害の予防に努めるなど、地域防災において消防団 の役割は大きなものとなっている。

消防団活動を行う際は、現場活動を終了し擦り傷無く家族のもとに無事に帰るまで が活動であることを、団員一人一人が強く認識することが安全かつ迅速な活動につな がる。

この指針は、消防団としての基本的な活動を示すものである。

#### 2 活動時や参集時における安全管理

#### (1) 個人の安全管理

消防団員といえども危険であると判断した場合は、躊躇せず撤収又は退避の判断を行い、特に林野火災や、風水害及び捜索活動では必ず複数で行動し、各自の安全確保に努める。

また、夏場の高温多湿環境下での活動は、熱中症の発生危険が高まるため、初期対応時には、水分補給のためのお茶、スポーツドリンク等を各個人で準備する。

#### (2) 活動時における安全管理

消防団の業務は多岐にわたっており、火災や風水害、その他の事案に対して活動を行う際は、報告や連絡を密に取り、活動中に危険を察知した場合は活動している全団員に周知し、決して無理をせずに活動を中止するなど、安全確保を最優先とする。

なお、活動中において負傷や体調不良が認められた場合は、速やかに現場等で 消防団の統括指揮を行っている者(以下「団指揮者」という。)へ報告し、活動を中 止して療養に努める。状況により救急車の要請を考慮する。

その他の消防団活動の安全管理については、本指針に定めるもののほか、総 務省消防庁作成の「警防活動時等における安全管理マニュアル」に基づき活動を 行う。

#### (3) 参集時における安全管理等

勤務中に出動指令があった場合は勤務先へ報告し、許可を得た後に行動する。 なお、参集時に自家用車等で移動する場合は、法や規則を遵守し、安全運転に 努めて参集する。

# 3 共通事項(安全管理)

#### (1) 出動時

- ア 消防車両は、原則2名以上で運行する。
- イ 出動消防団の責任者は、団員の乗車状況、機庫シャッターの全開、前照灯、赤 色灯の点灯やサイレンの吹鳴を確認し、出動する。
- ウ 出動する際は、現場までのルートを確認した後に、機庫周囲の交通状況や通行 人の安全を確認したうえ出動する。

#### (2) 緊急走行時(出動~現場到着)

- ア 出動中の運行管理は、交通関係法規等に規定される事項を遵守する。
- イ 緊急走行中は、乗車員全員で、安全確認を行う。また、安全確認呼称を行う。
- ウ 災害現場付近では、他の消防車両や通行人等が集まるため、拡声器の活用や 徐行するなど緊急走行を過信することなく、安全確認を行う。
- エ 狭隘地や悪路など車内から安全が確認できない場合は、降車し確認する。

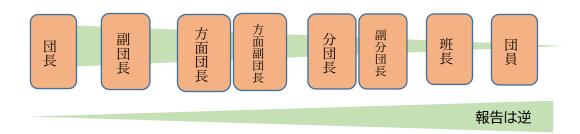
#### (3) 現場引揚げ時(現場~消防機庫)

- ア 現場活動での疲労により、注意力が散漫となることがあるため、交通法規を遵 守し、団員全員で事故防止を図る。
- イ 人員及び使用資器材の異常の有無の点検、確認を行い走行中の資器材等の 落下防止を確実に図る。
- ウ 消防機庫に帰着後、車両収納時には、車両前方、左斜め後方に誘導員を置き、 警笛等により誘導を行う。

#### 4 消防団活動における連絡系統

消防団長からの命令や指示は原則、副団長を通じ方面団長へなされ、方面団長から 分団長、分団長から班長及び班長から団員へと伝達される。(方面団長や分団長不在 時には、方面副団長並びに副分団長へ伝達する。)

また、消防団長への報告についてはこの逆となる。ただし、危険情報など緊急を要する場合はこの限りではない。



# 第2 火災発生時における行動

火災発生時には、原則、消防本部通信指令課からの順次指令(携帯電話等)により、 火災発生場所を管轄する分団(班)が出動する。

ただし、自己やその他の方法により火災を覚知した場合は、速やかに119番通報により通信指令課へ連絡を行うと共に、所属分団長へ報告し、出動する。

なお、報告を受けた分団長は連絡系統に従い報告を行う。

#### 火災発生時の対応フロー

指令 出動指令(又は、団員による自己覚知)

参集

- ・交通法規を遵守し、安全運行
- ・勤務中の際は、勤務先への連絡

※団員による自己覚知の場合は、必ず 119 番により通信指令課に連絡する。

出動

消防車両の運行は原則2名以上により出動

現場到着

#### 《消防署先着》

・消防署現場指揮 本部等へ人員報告 を行い、活動指示 を受ける

#### 《消防団先着》

- ・人命救助優先
- ・直近水利へ部署・延焼阻止を主眼
- ・延焼阻止を土眼 に1線配備

※消防団員先着時、火災建物の人命 救助について、決して無理はしないこ と。119 番により急報する。

活動

- ・団指揮者の指示により活動実施
- ・安全最優先とし、無理はしない。

※壁体の倒壊や屋根瓦の落下など危険と判断した場合は、指示がなくとも、退去する。

撤収

身体、資器材等を点検し、撤収

自己の安全を最優先とし、家に帰るまでが消防団活動

#### 1 出動体制

出動体制を第1、第2出動及び特命出動に区分し、消防活動を行う。

#### (1) 第1出動(管轄区域の3 班が出動)

管轄区域の 3 班が、原則、消防本部通信指令課からの順次指令(携帯電話等) によって出動する。ただし、自己覚知の場合は、通信指令課及び分団長へ報告し出 動する。

(2) 第2出動(管轄区域方面団内分団出動)

第1出動での対応が困難な場合、通信指令課の指令により、方面団管轄区域内 分団が出動する。

(3) 特命出動(隣接方面団出動)

第2出動での対応が困難な場合等、通信指令課の指令により、隣接する方面団 等が出動する。

#### 2 活動体制

活動にあたっては、団指揮者への報告や連絡を密にし、指示を受け行動する。

- (1) 第1及び第2出動における団指揮者は、管轄方面団長が務める。なお、方面団長が不在の時は、現場に参集した階級上位者が務める。
- (2) 特命出動により出動した方面団等は、先行して出動している団指揮者の指揮下 に入る。

#### 3 火災防ぎょ活動

- (1) 消防団が現場付近に到着した際、既に消防署が現場指揮本部を設置している場合又は活動が開始されている場合
  - ア 団指揮者は、現場指揮本部に詰め、消防署の現場最高指揮者に、人員及びポンプ台数等を報告し、指示を仰ぐ。
  - イ 後着した団員等は到着後、団指揮者に人員及びポンプ台数を報告する。
  - ウ 分団長(分団長不在時は副分団長又は班長。以下「分団長等」という。)は、班 長及び団員に活動方針を伝え安全管理を行う。
  - エ 分団長等は、逐次状況を団指揮者へ報告する。
  - オ 火災の収束から鎮火後は、分団長等は人員及び資器材の点検を行い異常の 有無を団指揮者へ報告する。
  - カ 団指揮者は、残火処理及び警戒体制について現場指揮本部と調整する。また、 併せて当該火災に出動した団員数及び車両台数について報告を行う。

#### (2) 分団(班)等が先着した場合

ア 分団長等は、<u>延焼危険が大なる位置等(\*1)</u>への1線放水隊形を指示するとと もに、火災の状況及び負傷者等の有無を確認し、通信指令課(119)へ急報する。 消防署が現場指揮本部設置後は、上記(1)アを行う。

- イ 人命救助優先とし、逃げ遅れが確認された場合は、通信指令課等へ急報する。 自己の安全を最優先として、火災建物の救出活動は基本的に行わない。
- ウ 消火活動にあたっては、装備品を活用し、延焼中の建物等に近づきすぎないよう、壁の崩落、屋根瓦等の落下物等について注意し、団員自ら安全を確保する。
- エ 放水圧力に十分注意するとともに、伝令員を付けるなど機関担当員と連携を取る。
  - \*1 筒先配備は、背面、側面の順。そして、風下、風横の順を基本とし、隣家や火炎等の状況から延焼危険が高いと思われる側へ配備する。延焼防止を行う際は、出火建物:延焼防止建物=3:7の割合で放水する。

#### 4 収束時における撤収等

火災が収束し、団指揮者より撤収の命令があれば人員及び使用資器材等の異常の 有無を点検し、速やかに撤収を行う。人員及び使用資器材等に異常があれば団指揮者 へ報告する。

なお、消防署と分担し、継続して警戒活動を行う場合は、団指揮者の指示に従い行動し、長期にわたる活動が予測される場合は交替可能な体制を取り対応する。

# 第3 地震発生時における行動

#### 活動·招集体制

震災時の活動要領は、「松江市消防団 震災時対応マニュアル」による。

地震発生時は、自己や家族など個々の安全確保に努めることを最優先させ、テレビやラジオ等により震源地や震度情報を確認し、状況に応じた行動を行う。

なお、命令や指示がない場合においても、被害状況に応じて消火活動や自主防災組織と連携して避難誘導や救助・救出活動、警戒巡視等の活動を行い、状況や活動内容を連絡系統により報告する。

なお、活動に際し危険を察知した場合は、団指揮者の命令を待たずに自己の判断により 速やかに危険回避に努める。

#### <震災マニュアル抜粋>

	震度5弱又は津波警報	震度5強以上又は大津波警報	
	※局地的な被害が発生した場合	※市内全域で被害が発生した場合又	
	又は発生の恐れがある場合	は発生の恐れが著しく大である場合	
団長·副団長	消防災害対策本部へ参集		
	消防本部から招集のあった方		
方面団長	面団長又は方面副団長のみ	大式/地区\《字社签士如 ^ 会售	
方面副団長	支所(地区)災害対策本部へ参	支所(地区)災害対策本部へ参集 	
	集		
分団長以下団員	消防本部から招集のあった分	機庫へ参集(※)	
刀凹灰丛下凹貝	団のみ機庫へ参集(※)		

<sup>※</sup>分団長は公民館等に地区災害対策本部が設定された場合は、地区災害対策本部への 参集を優先する。

震度5強以上の地震発生時における動員は、原則、自動的に行うものとする。 地震に伴う火災対応については、前述の「第2 火災発生時における行動」による。

# 第4 風水害発生時における行動

風水害が発生しそうな天候や状況下においては、気象予警報や河川の水位、各種 水防関係情報を収集し、出動命令に備え状況に応じた体制をとる。

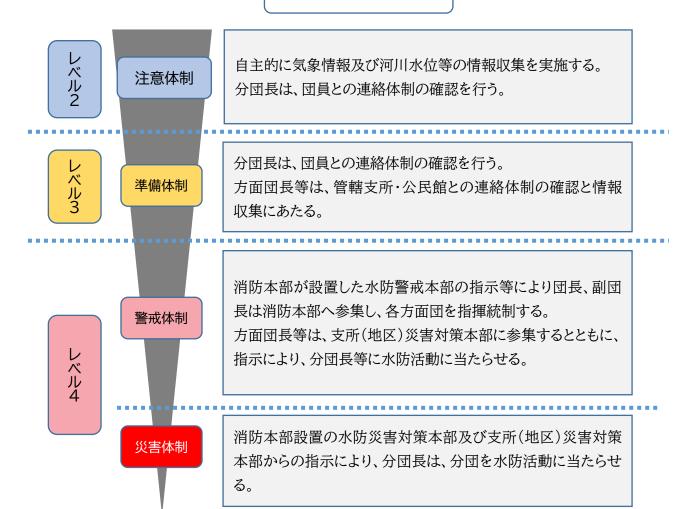
活動については、「地域防災計画(風水害対策編)」、「松江市水防計画」に基づくものとする。

近年多発するゲリラ豪雨や線状降水帯の発生など、急激な降水状況の変化が地域 ごとに大きく異なり、消防本部や消防団長の指示がある前に災害が発生することも考 えられるため、公民館や支所と連携し安全に活動を行う。

## 1 活動体制

松江市消防団(水防隊)の風水害対応活動について、松江市水防計画に基づく水 防体制が発令された場合、次の水防体制を基準に活動する。

#### 風水害時の対応フロー



# 2 出動基準

出動基準は、概ね次のとおりとする。

	警戒体制が発令	災害体制が発令	
団長	消防本部の指示により(水防警戒本部等へ)参集		
副団長			
方面団長 消防本部や支所警戒本部又は、支所(地区)災害対策本		、支所(地区)災害対策本部から招	
方面副団長	集のあった方面団のみ(公民館、支所等へ)参集		
分団長以下の団員	消防本部又は方面団長等から	招集のあった分団のみ機庫へ参集	

- ※水防警戒本部等の指示を待たず緊急の必要に応じて出動した時は、直ちにその状況を水 防警戒本部に報告する。(支所からの要請等)
- ※夜間の参集について、降雨状況などから危険を感じるような場合は、参集せず、自己や家族の安全を第一とする。

#### 3 活動要領

(1) 災害発生時には、積極的に災害状況等を把握するとともに、消防本部、支所及び公民館と連携し、消防団車両及び資機材等を活用し活動を実施する。

#### (2) 水防隊の任務

- ア 情報の収集、指揮支援活動等
- イ 水防活動
- ウ 人命救出・救護活動
- エ 住民に対する避難誘導活動
- オ 活動記録とその報告(活動場所、人員並びに活動概要及び被害状況等) ※水辺で活動する団員は、必ずライフジャケットを着用する。

#### 4 収束時における撤収等

気象情報等から水防の必要がなくなり配備体制が解除され、連絡系統により撤収の 指示があれば、人員及び使用資器材の異常の有無を点検し、速やかに撤収を行う。

人員及び使用資器材等に異常があれば、速やかに団指揮者へ報告する。 団指揮者は撤収状況を水防警戒本部へ報告する。

#### 5 体制解除判断

- (1) 災害体制または警戒体制から準備体制に移行した場合
- (2) 避難所が閉鎖となった場合
- (3) 周辺状況が安定し被害が確認されなかった場合

# 第5 行方不明者発生時における行動

行方不明者が発生し自治会等からの要請などにより、捜索活動が必要となった場合、警察署や消防署と連携・協力し捜索活動を行う。

各公的機関と合同で捜索にあたる場合は、団指揮者の指示のもと、どの機関の指示に従い活動するかを明確にして活動する。

また、複数日に渡り捜索活動が行われる場合は、交代体制を整え団員の勤務や健康状態に影響がないよう配慮する。

#### 1 活動体制

ア 協議事項

(1) 現地捜索調整、捜索体制の決定

消防本部等から出動指示を受けた団指揮者は現場へ出動し、現地にて警察署、 消防署と捜索活動体制にかかる次の事項について協議し、捜索体制を決定する。

		事案発生概要および経過確認、情報の共有
		現地状況の掌握(地理・地域特性等)
		捜索規模の決定(人員・範囲)
		関係機関の要請(事案特性に対する専門機関)
		道先案内人、地元有識者等の要請
		必要車両、資機材(地図関連用具含む)の確認、調達
		報道機関への対応(どの機関が対応するのか)
		家族、地元関係者への対応
		気象状況の確認(天候、日出・日没等)
イ	捜	索体制の決定
		各機関の動員数
		搜索班編成(班数、班長、班員数、車両、資機材、搜索範囲等)
		捜索活動の開始終了時刻
		捜索拠点の場所(集結場所)
		連絡体制

#### (2) 消防団員参集、活動

団指揮者は、決定した動員数により団員へ集結場所への出動要請を行う。 参集した団員は、方面団長等から現地における調整結果に基づく次の事項を確認し、班編成や捜索班員等の指示を受け活動を行う。

班員の確認(班長は班員数等の掌握)
連絡手段の確立
行方不明者の概要(特徴等の再確認)
班の捜索範囲、ルート、集結場所・時間の確認
捜索終了時間の確認
資機材の確認(地図関連用具含む)

# (3) 捜索活動の継続、終了

行方不明者の発見に至らなかった場合、活動の継続可否について協議する。 各関係機関合同での捜索活動を終了することとなった場合でも自治会等の要請 により、消防団のみで活動を行う場合は、長期におよぶことが考えられるため、特に 活動体制と活動の終期について自治会等と事前に協議を行う。

また、捜索方法や活動範囲などについて自治会等と連絡を密にし、方面団長等は、消防本部へ捜索活動の状況を逐次連絡し、二次災害の発生に十分注意し活動する。

# 2 収束時における撤収等

捜索後は、捜索結果により捜索活動の終了や継続に関しての活動方針が示される。 撤収時においては人員や使用資器材の確認を行い、異常があれば速やかに団指揮 者へ報告する。